

凍結防止剤（塩化カルシウム）購入仕様書

令和6年11月

佐賀県道路公社

凍結防止剤（塩化カルシウム）購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、佐賀県道路公社が使用する凍結防止剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結防止剤納入者（以下「納入者」という。）は契約後速やかに佐賀県道路公社の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他の必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

第3条 納入期限

納入者は注文を受けた都度、必要とされた量を担当職員が指定した場所及び期日に納入しなければならない。

第4条 納入立会

納入にあたっては、担当職員あるいは請負者と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。

第5条 納入場所

納入場所は、以下のとおりとする。

三瀬トンネル料金徴収所（佐賀市三瀬村三瀬 1665-3）

東脊振トンネル料金徴収所（神埼郡吉野ヶ里町松隈 1739-5）

巖木多久道路料金徴収所（多久市北多久町小侍 4129-1）

第6条 購入予定数量

購入予定数量は合計で25 kg/袋で100袋から1,000袋を予定しているが、気候により増減することもある。購入予定数量の変更により契約単価の変更は行わない。

第7条 凍結防止剤の規格

- 凍結防止剤は、別表-1、2の規格に適合しなければならない。
- 凍結防止剤は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を添付した材料承諾書と材料見本を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料は、公的試験機関による品質試験成績書とする。
- 納入者は、その品質に疑義が生じ担当職員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 凍結防止剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品できるものとする。

第8条 包装袋の材料

25 kg詰包装袋は、運搬及び散布機械への投入に支障がなく、湿気を通さない材質のものとし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

別表－1

品名	粒状凍結防止材（塩化カルシウム）
規格	25kg/袋、粒状、配達料込み
品質	塩化カルシウム（CaCl ₂ ）70%以上とする。
粒径	平均粒径 0.5mm～7.0mm で粒状剤散布に支障のない範囲であること。
安全性	凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち別表－2の基準に適合すること。
固結状況	土砂及び木片その他の不純物を含まず、凍結防止剤散布作業に支障がないもの

別表－2

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg / リットル
シアン化合物	シアン 1mg / リットル
有機燐化合物	1mg / リットル
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg / リットル
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg / リットル
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg / リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg / リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B（ポリ塩化ビフェルニ）	0.003mg / リットル
チラウム	0.06mg / リットル
シマジン	0.03mg / リットル
チオベンカルブ	0.2mg / リットル
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg / リットル
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg / リットル
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg / リットル
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg / リットル

- 有害物質の種類は、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第一の上欄に掲げる27種類のうち、揮発性物質を除いた表に示す16種類の物質とする。
- 当該物質の許容限度は、「排水基準を定める省令」別表第一の下欄に掲げる許容限度とする。

備考：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。